

基幹相談支援センターの委託について

1 基幹相談支援センターの委託に向けた方針

本市の基幹相談支援センターにつきましては、市内 7 ブロックの各地域に配置した委託相談支援事業所と特定相談支援事業所との 3 層構造の要として、障碍(がい)のある方の相談に対する必要な情報提供や助言に加えて、それぞれの相談員に対する助言や関係機関との調整を行い、地域に根付いた相談支援体制の強化に取り組んでいます。

令和3年度から市直営にて運営を開始することとしましたが、3層構造の相談支援体制における役割分担や連携方法が確立でき、基幹相談支援センターの業務範囲や必要人員を把握した後に、民間事業者への委託を検討することとしました。その後、業務内容等の整理が一定できたことから、令和6年度からの委託に向けて取り組むこととしました。

2 これまでの経緯と今後の方向性

基幹相談支援センターは、本市の地域の状況をよく知る委託相談支援事業所の法人へ委託したいと考え、令和4年度から令和5年度にかけてそれぞれの法人へヒアリングを実施してきましたが、必要人員の確保など、事業を実施するための課題の整理が必要であると判断したため、令和7年度の委託に向けて再検討することとしました。